

## 当事者照会書（１）

平成 18 年 7 月 20 日

被告（被告 A 氏名）・（被告 B 氏名）

訴訟代理人 弁護士（被告 A・B 代理人氏名） 殿

東京地方裁判所平成 18 年（ワ）第 7 5 8 3 号損害賠償等請求事件

原 告 戸崎 貴裕

被 告（被告 A 氏名） 外 2 名

上記当事者間の頭書事件について、原告は、民事訴訟法第 163 条に基づき、下記の事項につき照会いたします。民事訴訟法 2 条の精神に従い誠実に回答いただけますようお願い申し上げます。

〒142-0053 東京都品川区中延 1-1-1X（マンション名）202 号室（送達場所）

原 告 戸崎 貴裕 印

### 記

#### 1 照会事項

- (1) 準備書面 1 の第 2 の 5 にある「紹介された警備会社」につき、会社名、所在地、及び同警備会社より平成 17 年 4 月 14 日に原告宅を訪れた 4 名を明らかにしていただきたい。
- (2) 準備書面 1 の第 1 の 2 の (12) のウにある「アドバイス」につき、アドバイスをを行った人物、及びアドバイスの具体的な内容全てを明らかにしていただきたい。
- (3) 準備書面 1 の第 2 の 3 にある「上司」とは誰か、また被告（被告 A 氏名）及び同（被告 B 氏名）（以下「被告ら」という。）に伝えられた

話の具体的内容全てを明らかにしていただきたい。

(4) 準備書面 1 の第 2 の 4 にある「アドバイス」につき、以下の事項を明らかにしていただきたい。

ア アドバイスを行った人物。

イ 真偽確認もせず、原告には何も知らせないまま、急遽、一方的かつ強制的な拉致・監禁の行為様態をもって移送しろという趣旨のアドバイスがあったのかどうか。

ウ 上記イの内容が含まれるかどうかとは別に、アドバイスの具体的な内容全て。

(5) 準備書面 1 の第 2 の 5 にある「紹介された警備会社」につき、紹介を行ったのは誰か、明らかにしていただきたい。

## 2 照会の必要性

本書面における照会事項は、原告が、平成 17 年 4 月 14 日以降、訴外にて被告らに追及するも、被告らより、約 1 年 2 ヶ月余に渡って決して明らかにされなかった事項に関するものであり、訴えの提起によって被告らより初めて主張された内容に関するものですから、当時より原告に対して隠蔽されていた事項になります。

上記事項が早急に明らかにされない場合、被告らの主張が真実であるかどうかの判断ができず、不法行為責任の所在を明らかにすることができず、また回答によっては関係した人物の証人尋問を申請する必要があるため、原告の主張及び立証を準備するに当たって、また頭書事件の審理において、公平な立証及び判断が妨害されることは明らかです。

## 3 回答方法及び回答期限

書面により、本書到達後 2 週間以内にお願いたします。

以 上